

別紙

5. ディスカッションポイント

1 判決の結論について

(1) 本判決の結論（教師の演奏について演奏権侵害、生徒の演奏について演奏権非侵害）について、賛成ですか。反対ですか。その理由もお考え下さい。

(2) 本判決の結論について反対の方におうかがいします。

第一審判決の結論（教師の演奏及び生徒の演奏について、いずれも音楽教室事業者による演奏と解して演奏権侵害を認めた）に賛成ですか。

第一審判決の結論にも反対の場合は、いかなる結論に賛成ですか。

2 音楽著作物の演奏主体（利用主体）が誰かについて

(1) 教師の演奏について

ア 本判決では、教師の演奏について、音楽教室事業者が演奏行為の主体であると判断しています（本判決33頁）。

本判決の、この判断に、賛成ですか。反対ですか。

イ 音楽教室事業者は、教師の裁量を理由に、教師の演奏について、音楽教室事業者が演奏の主体ではない旨主張しています（本判決33～34頁）。

この音楽教室事業者の主張について、どう考えますか。

(2) 生徒の演奏について

ア 本判決では、生徒の演奏について、音楽教室事業者が演奏行為の主体ではなく、生徒が演奏の主体である旨判断しています（本判決42頁）。

本判決の、この判断に、賛成ですか。反対ですか。

イ JASRACは、「生徒の演奏についても音楽教室事業者による管理・支配及び利益の帰属が認められ、演奏の主体は音楽教室事業である」旨主張しています（本判決42～43頁）。

このJASRACの主張について、どう考えますか。

ウ また、JASRACは、音楽教室における生徒の演奏を、「カラオケ店における客の歌唱の場合と同一視すべきである」旨主張しています（本判決43頁）。

このJASRACの主張については、どう考えますか。

(3) 本判決の考え方について

本判決は、「教師による演奏行為」、「生徒による演奏行為」のそれぞれについて、演奏主体が誰なのかを判断しています。

こうした、「教師による演奏行為」と「生徒による演奏行為」とを区別して、演奏主体が誰なのかを判断する本判決の考え方について、どう考えますか。

ちなみに、第一審判決では、音楽著作物の演奏主体（利用主体）が誰かを判断する際に、両者を区別して論じてはいません。

3 音楽教室事業者からみて、生徒が「公衆」に当たるか否かについて

(1) 教師の演奏について

ア 本判決は、生徒は、その人数に関わりなく、いずれも「不特定」の者に当たり、「公衆」になると判断しています（本判決35頁）。

本判決の、この判断に、賛成ですか。反対ですか。

イ 音楽教室事業者は、受講を開始して以降の個人的な結合関係の形成の有無を基に認定すべきである、「公衆」かどうかは教室内の人数で決めるべき、レッスンの場には演奏者以外の聴衆（公衆）はいないので、公衆に対する演奏には当たらない（本判決36頁）などと主張しています。

この音楽教室事業者の主張について、どう考えますか。

(2) 生徒の演奏について

本判決は、生徒の演奏の主体は当該生徒であると判示した上で、生徒の演奏は、特定の教師に聞かせる目的で行っていることを理由に、生徒の演奏は公衆に直接聞かせることを目的とするものではない（本判決44頁）と判示しています。（仮に生徒の演奏の主体を音楽教室事業者と仮定しても同じ）

本判決のこの判示について、どう考えますか。

4 音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか否かについて

(1) 教師の演奏について

ア 本判決は、教師又は再生音源による演奏が公衆である生徒に対し聞かせる目的で行われていると判断しています（本判決37～38頁）。

本判決の、この判断に、賛成ですか。反対ですか。

イ 音楽教室事業者は、「聞かせることを目的」とする演奏とは、「聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏」あるいは「音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏」をいうなどと主張しています（本判決38頁）。

この音楽教室事業者の主張について、どう考えますか。

(2) 生徒の演奏について

第一審判決は、控訴審判決である本判決とは異なり、生徒の演奏技術の向上のために生徒自身が自らあるいは他の生徒の演奏を聞く必要がある旨判示して（第一審判決 63～64頁）、音楽教室における生徒の演奏は、公衆である他の生徒又は演奏している生徒自身に聞かせることを目的としている旨判断をしています。

第一審判決のこの判示について、どう考えますか。

5 第一審判決と本判決の考え方の違いについて

音楽教室における音楽著作物の演奏主体（利用主体）に関して、第一審判決は、原告らの音楽教室における音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっての参照判決として、クラブキャッツアイ事件最高裁判決と、ロクラクⅡ事件最高裁判決を、参照判決として挙げています（第一審判決 51～52頁）。

これに対して、控訴審判決である本判決は、クラブキャッツアイ事件最高裁判決に言及せずに、ロクラクⅡ事件最高裁判決だけを参照判決として挙げています（本判決 29頁）。

上記の違いは、どういう考え方の相違から生まれたのでしょうか。

上記の違いが、結論にどのような影響を与えたのでしょうか。

6 今後の展開について

(1) 本判決については、両当事者が、上告及び上告受理申立てを行いました。上告審である最高裁判所は、どのような判断を下すものと予想されるでしょうか。

(2) 仮に、上告審で、本判決が維持された場合、従前の実務（例：年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設当たりの年額使用料は、受講料算定基準額の2.5%）に、どのような影響を与えられのでしょうか。